

大阪府学校教育審議会に 対する諮問事項を決定

諮問内容「今後における府立視覚支援学校、 聴覚支援学校のあり方について」

大障教ニュース

大阪府立障害児
学校教職員組合
大阪市天王寺区
東高津町7-11
府教育会館704号
TEL 06-6765-8904
FAX 06-6765-8905

6月23日の教育委員会会議で、「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」が、大阪府学校教育審議会（以下、「府学教審」）に諮問されることが決定されました。諮問予定日は7月3日で、一定の期間での論議を経て、府教委に答申されます。

審議テーマ

府教委が、「府学教審」に諮問する審議テーマは次のふたつです。

1. 在籍者が減少する中での府立視覚支援学校、聴覚支援学校の役割と機能のあり方について
2. 今後の府立視覚支援学校、聴覚支援学校におけるキャリア発達を促す教育の充実について

諮問理由

府教委は、視覚支援学校・聴覚支援学校の現状について、①在籍幼児児童生徒数の減少に伴う集団での学びや教員の専門性の維持・継承に課題が生じていること②施設の老朽化等により、今後の支援教育ニーズに見合った施設設備が十分でないこと③府内小中学校の弱視学級・難聴学級に在籍する児童生徒数は、今後も各地域に一定の在籍者数が見込まれることから、支援学校の地域におけるセンタリ機能の発揮が今後も求められるとしています。

また、教育課程について、視覚支援学校ではより幅広い職業分野で活躍できるようにするため、聴覚支援学校では産業構造の変化に対応した職業スキルを身につけるためのカリキュラム検討が必要と述べています。

たたかいの年輪2025（権利点検パンフ）を すべての組合員にお届けします

2018年の発行以降は、内容変更に伴う「改訂版」冊子を組合員に配布していました。今回、「改訂版」冊子を網羅した2025年版を作成しましたので、ご活用ください。



今後の予定

7月3日、第56回「府学教審」が開催され、「今後における府立視覚支援学校、聴覚支援学校のあり方について」が諮問されます。その後、部会において計4回の審議が行われ、12月に答申される予定です。

大障教のとりくみについて

大障教では、「府学教審」に対するとりくみ方針を検討するため、当面、視覚支援分会、聴覚支援分会、寄宿舎教員部と連携して「府学教審」の傍聴を行ない、審議内容を注視します。

書記局の つうしん

6月11日、「学問の自由」を侵害する日本学術会議解任法案が参院本会議で、自民、公明、日本維新の会の賛成多数で可決、成立しました。

「今回の法は単なる学術会議の形態の問題ではなく、民主主義全体に対する深刻な打撃になる」との強い懸念を語るのは、千葉大学の栗田禎子教授（歴史学）。学問の自由は多様な民主的な自由を支える、民主主義の重要な基盤であり、学問による科学的真理の探究は、言論の自由、表現の自由、政治活動の自由を根底から支えてもいます。坂井学担当大臣は「特定のイデオロギーや党派的主張を繰り返す会員は今回の法で解任できる」と発言しました。いわば、2020年の「任命拒否」を、今度は全会員に拡大させて、新法の下で思想・信条に基づいて差別を行う、と公言したものです。

同日、私たちの働き方を大きく左右する改定教員給与特別措置法（給特法）が、参院本会議で自民、公明、立憲民主、日本維新の会、国民民主などの賛成多数で可決・成立しました。

阿部文科相は「時間外在校等時間はゼロになる」とは限らない」と発言し、石破首相も「教員の時間外勤務は労働時間に当たらない」と述べました。長時間労働の是正は教員個人の裁量で解決できる問題ではありません。時間外勤務を労働と認めず残業代不支給を継続し、無定量に働かせようとする姿勢に憤りを感じます。

7月20日は、参議院選挙の投票日です。民主主義を脅かし、私たちの働き方の改善に背をむけた勢力を見定め、審判を下す絶好の機会です。多岐にわたる争点から自らが展望する未来へと政治を大きく転換させるために、「みなさん、選挙へいきましょー」。

大障教定期大会 発言ダイジェスト(その3)

厳しい状況をなんとかしたい！とりくみの成果

寝屋川支援分会 佐野代議員



今年度、分会長になりました。職場要求アンケートをみると、組合に加入していない方々も皆さん同じ気持ちをお待ちだなーと心強く思いました。

のある支援学校の施設を要望する「意見書」を全会派一致で採択、大阪府知事と教育長に提出して下さることにになりました！
二つめは、厨房の狭さのため給食提供数が限界を超えたので、「必要な給食数の提供

三つめは、課別交渉で教員不足が深刻化していることを訴え、府独自の教員加配を要望したところ、定数法による計算では長年マイナス続きだった教員数が、今年はマイナスではなくなりました。「二人でも多くの教員を配置してください」との声は確実に府教委に届けられたと嬉しく思います！
子どもたちの健康を守り、学習環境を整え、私たちの労働環境を守るためにも、支援学校の過大過密の問題を一刻も早く解決するための早急な支援学校建設を強く求めます。

心の余裕を持てる楽しい職場環境を！

富田林支援分会

山本代議員

本校の児童生徒数は大幅に増加し、433人でのスタートです。小学部は192人で、「教室不足」と「教員不足」のため2年生から6年生まで「圧縮」、1つの教室に9人もの児童が詰め込まれる学年がたくさん生じました。「設置基準」の学級編成上の基準で計算すると、寝屋川支援のHR教室不足数は18です。厳しい状況をなんとかしたいと、とりくんだことを紹介します。

3年間一緒に学んでくださったお世話になった大先輩のすすめもあって、組合に入りました。最近、新たな業務や方針等に「自分自身は何のために働いているのかな」と悩んでいるのがある。と悩みながらも、子どもたちの元気な姿や周りの先生方の支えのもと毎日楽しく働いています。

今年度は小学部1年生の担任で入学して間もない子どもたちですが、あそびや活動を通して、日々成長していく姿にやりがいを感じながら毎日過ごしています。だからこそ、周りの先生方とともに教材研究や授業準備、子どもの支援方法のこころ等、定時内でたくさん時間が取れる環境であって欲しいなと思っています。

あとは、今の学年ではないですが、転入生を含め子どもたちが増えていく一方で、教員は増えない現状に心の余裕がなくなることもあり、子どもたちのために何もできないうような状況が多々ありました。子どもたちが怪我をしないように過「す」ことで一杯でした。一緒に組んでいる自分よりも若い世代の先生たちが、こういった状況が当たり前と思わないように、自分自身も含め、心の余裕を持てる楽しい職場環境になつてほしいです。



一つめは、寝屋川市議会議員に本校の「過大・過密」の厳しい現状を聞いてもらったところ、北河内地域に小中高

優柔不断で、何をやるにしても多くの時間を要する自分ですが、とりあえずがんばっていきます。

非常勤講師を職員健康診断から事実上排除することはただちに改善を！



要望書を手交する田崎特別執行委員

非常勤講師は、数年前に会計年度任用職員に位置付けられました。これは、「常勤職員との均等待遇」を目的に行われた。加えて、首席等の「軽減」として非常勤講師の配置が常態化しています。場合によっては、同一校で10年近く勤務される非常勤講師も存在します。

法令に基づく職員健康診断は、使用者に実施が義務付けられています。現在、週当たり29時間未満の非常勤講師は、数年前に会計年度任用職員に位置付けられました。これは、「常勤職員との均等待遇」を目的に行われた。加えて、首席等の「軽減」として非常勤講師の配置が常態化しています。場合によっては、同一校で10年近く勤務される非常勤講師も存在します。



加えて、勤務日か否かで受診可否が決まる制度は、非常勤職員内に「待遇の違い」を持ち込むものであり、ただちに解消されるべき課題です。健康本来の趣旨の実現、働く者を大切にする観点から、支援学校で働くすべての教職員に公費での職員健康診断を実施を大障教は要求しています。

労働安全衛生法に基づく職員健康診断(以下、職員健康診断)は、その対象を「事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」と定義しています。しかし、府立学校で働く非常勤講師には、公費による職員健康診断が実質保障されていません。大障教は、府教委に対して「非常勤講師が公費で職員健康診断を受診できるように改善を求める要望書」を提出しました。7月の専門部交渉でも改善を要求します。